

平成29年度  
技能検定職種の統廃合等に関する検討会  
報告書  
(案)

平成〇〇年〇〇月

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- 大野 高裕 早稲田大学 理事
- ◎ 北浦 正行 武蔵大学 客員教授
- 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 教授
- 松井 泰則 立教大学 経営学部 教授
- 松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授
- 松本 宏行 ものづくり大学 製造学科 教授
- 八木澤 徹 株式会社日刊工業新聞社 論説委員
- 和田 正毅 職業能力開発総合大学校能力開発院  
基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授

五十音順・敬称略

◎：座長

## (目次)

1	はじめに .....	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準) .....	1
3	統廃合等検討対象職種の概要.....	4
	(1) 機械木工 .....	4
	(2) 陶磁器製造 .....	5
	(3) 製版 .....	6
	(4) エーエルシーパネル施工.....	7
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益) .....	8
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について.....	13

### <参考資料>

(参考資料) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月16日)の概要

## 1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成29年度においては、平成23年度～平成28年度の平均受検申請者数が100人以下の職種について、検討を行った。

## 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成23年度～平成28年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中10職種となった。このうち、木型製作職種については、本検討会において既に統廃合等の検討を行い、平成28年度に廃止されている。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
金属溶解	43	94	15	48	72	-	45
縫製機械整備	-	78	-	80	-	160	53
機械木工	-	-	67	-	-	89	26
木型製作	-	-	66	-	-	90	26
陶磁器製造	-	16	83	-	77	-	29
製版	86	80	70	58	-	189	81
酒造	72	95	74	76	118	159	99
エーエルシーパネル施工	83	-	69	-	77	-	38
ウェルポイント施工	-	109	-	102	4	95	52
印章彫刻	-	117	-	-	101	-	36

表1で木型製作職種を除く9職種のうち、8職種については2年又は3年に1回の技能検  
定実施となっていることから、平成20年度報告書に示す「第1次判断の基準を満たさない  
職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ  
50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから  
検討対象から外すことが適当である」との基準を適用し、検討対象の候補職種のうち5職種  
(金属溶解職種、縫製機械整備職種、酒造職種、ウェルポイント施工職種、印章彫刻職種)  
は対象から外れることとなる。

この結果、平成29年度の統廃合等の検討対象となる職種は4職種(機械木工職種、陶磁  
器製造職種、製版職種、エーエルシーパネル施工職種)となる。

表 2 : 平成 29 年度検討対象職種の選定

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
機械木工	26	機械木工作业	3年毎 (H26-)	平成 29 年度検討対象
		木工機械整備作業	3年毎 (H26-)	
陶磁器製造	29	手ろくろ成形作業	廃止 (H28)	平成 29 年度検討対象
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H5-)	
製版	95	DTP 作業	毎年	平成 29 年度検討対象
エーエルシーパネル施工	38	エーエルシーパネル工事作業	隔年 (H23-)	平成 29 年度検討対象
金属溶解	45	鋳鉄溶解作業	3年毎 (H28-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年以上の間隔
		鋳鋼溶解作業	3年毎 (H24-)	
		軽合金溶解炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
縫製機械整備	53	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
酒造	99	清酒製造作業	毎年	直近2年間の受検者数がいず れも100人超
ウェルポイント施工	52	ウェルポイント工事作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
印章彫刻	36	木口彫刻作業	3年毎 (H21-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
木型製作	26	模型製作作業	廃止 (H29)	

### 3 統廃合等検討対象職種の概要

#### (1) 機械木工

- ・機械木工作业  
数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業
- ・木工機械整備作業  
木工のこ盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を整備する作業

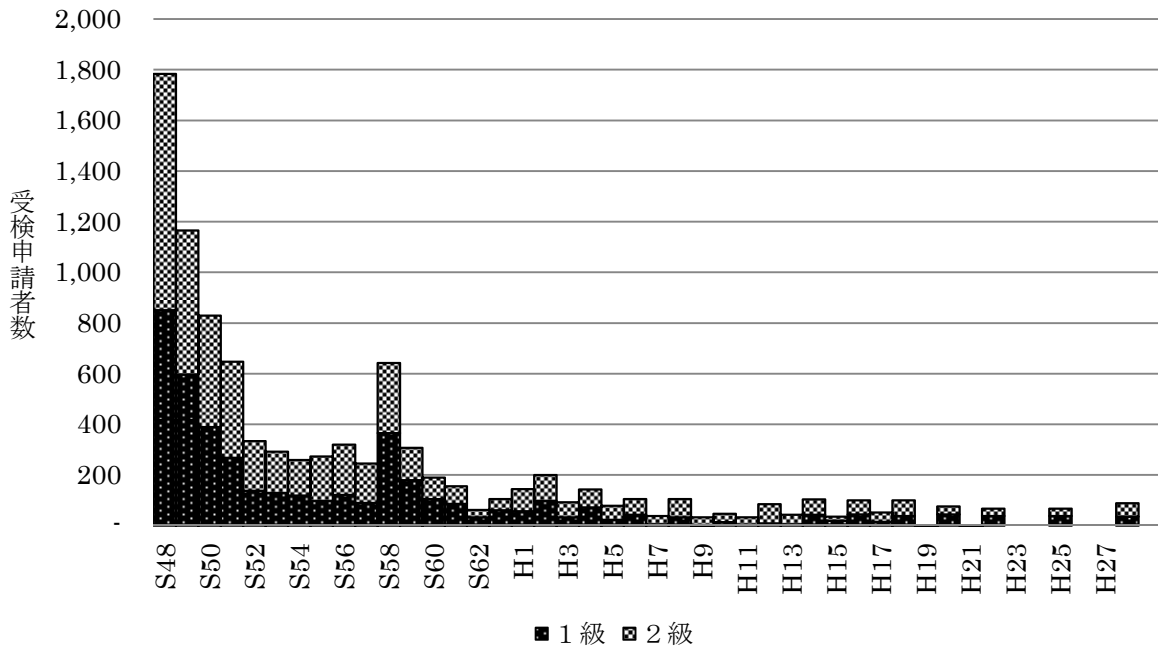
平成 24 年度に木工機械整備職種と機械木工職種の統合が行われ、現在の機械木工職種となった。

統合前の木工機械整備職種については、昭和 46 年度に機械木工職種として新設され、昭和 48 年度に木工機械調整職種へ、また昭和 58 年度に木工機械整備職種へ名称変更が行われた。

統合前の機械木工職種については、昭和 63 年度に新設された。

機械木工職種の受検申請者数については、平成 5 年度以降、100 名を下回る状況が増え、平成 19 年度以降は 100 名を下回る状況が続いている。このため、技能検定試験は、昭和 61 年度から隔年で実施し、平成 22 年度からは 3 年毎に実施している。

図 1 機械木工職種 受検申請者数の推移

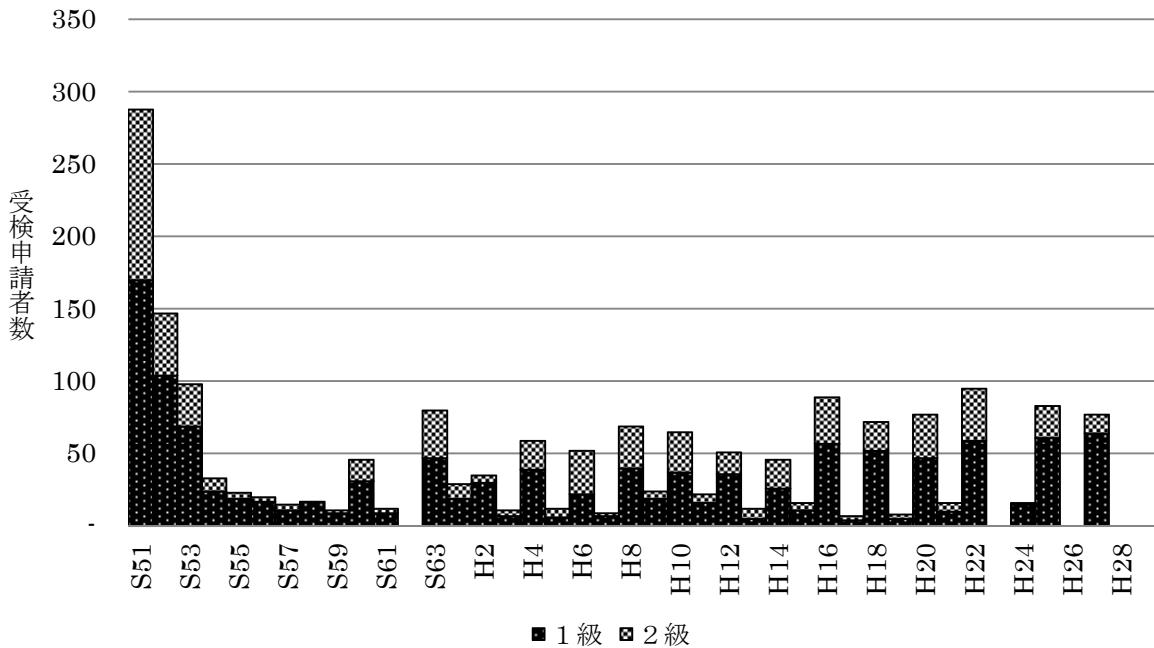


(2) 陶磁器製造

- ・ 絵付け作業  
素焼きの素地に絵付けして釉薬をかける下絵付けや、釉薬をかけた素地の上に絵付けする上絵付けを行う作業
- ・ 原型製作作業(休止中)  
鋳込み成形用の原型を製作する作業

昭和 51 年度に職種が新設された。新設時は手ろくろ成形作業、機械ろくろ成形作業、鋳込み成形作業、絵付け作業及び原型製作作業の 5 作業であったが、平成 5 年に原型製作作業が休止され、平成 19 年度に手ろくろ成形作業、機械ろくろ成形作業及び鋳込み成形作業が手ろくろ成形作業に統合された。平成 28 年度に手ろくろ成形作業が廃止となった結果、現在、技能検定試験を実施している作業は、絵付け作業のみである。陶磁器製造職種の受検申請者数については、昭和 53 年度以降、100 名を下回る状況が続いている。このため、技能検定試験は、昭和 53 年度から隔年で実施し、平成 27 年度から 3 年毎に実施している。

図 2 陶磁器製造職種 受検申請者数の推移





### (3) 製版

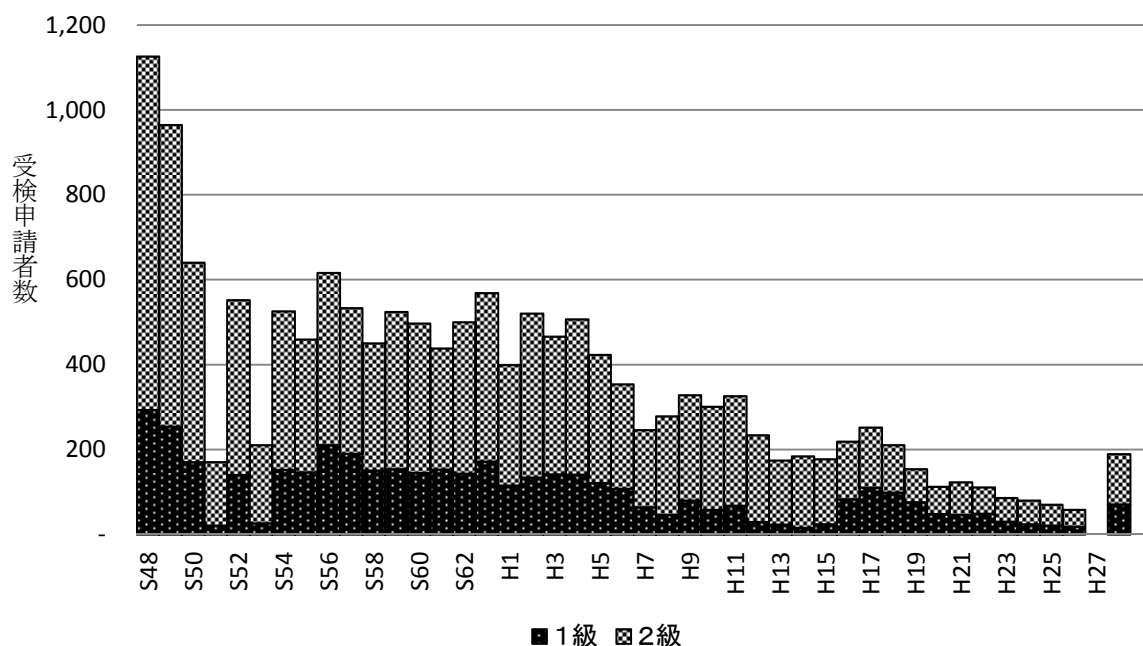
・DTP 作業

印刷物を作成するための印刷用の版を作製する作業

昭和 37 年度に活版製版工職種として新設された。その後職種の追加及び名称変更を経て、昭和 48 年度に活版文選職種、活版植字職種、写真植字職種、写真凸版製版職種、プロセス製版写真職種、プロセス製版修整職種、プロセス製版焼付け職種及びプロセス製版校正職種の 8 職種を統合し製版職種となった。その後さらにプロセス製版カラスキャン作業、単色写真製版作業、電算写真植字作業、DTP 作業及び電子製版 C E P S 作業を追加したが、作業の統廃合が行われ現在は DTP 作業のみとなっている。DTP 作業における印刷用の版の作成は、すべてコンピュータ画面上で行われており、版を実際に組む作業はない。

製版職種 (DTP 作業) の技能検定試験は、平成 26 年度までは毎年実施してきたが、試験問題等の見直しを行った関係で平成 27 年度は休止し、平成 28 年度から再開して毎年実施している。製版職種の受検申請者数については、平成 23 年度から平成 26 年度までは 100 名を下回る状況が続いていたが、平成 28 年度は 189 名、平成 29 年度は 195 名 (速報値) となっている。平成 28 年度に受検申請者数が急増した要因は、平成 27 年度に、関係業界団体が、オフセット印刷業 5,000 社余りに対して製版職種の技能検定試験の周知を行い、製版職種の周辺分野の職種に従事する者への受検勧奨が成功した結果と思われる。

図3 製版職種 受検申請者数の推移



#### (4) エーエルシーパネル施工

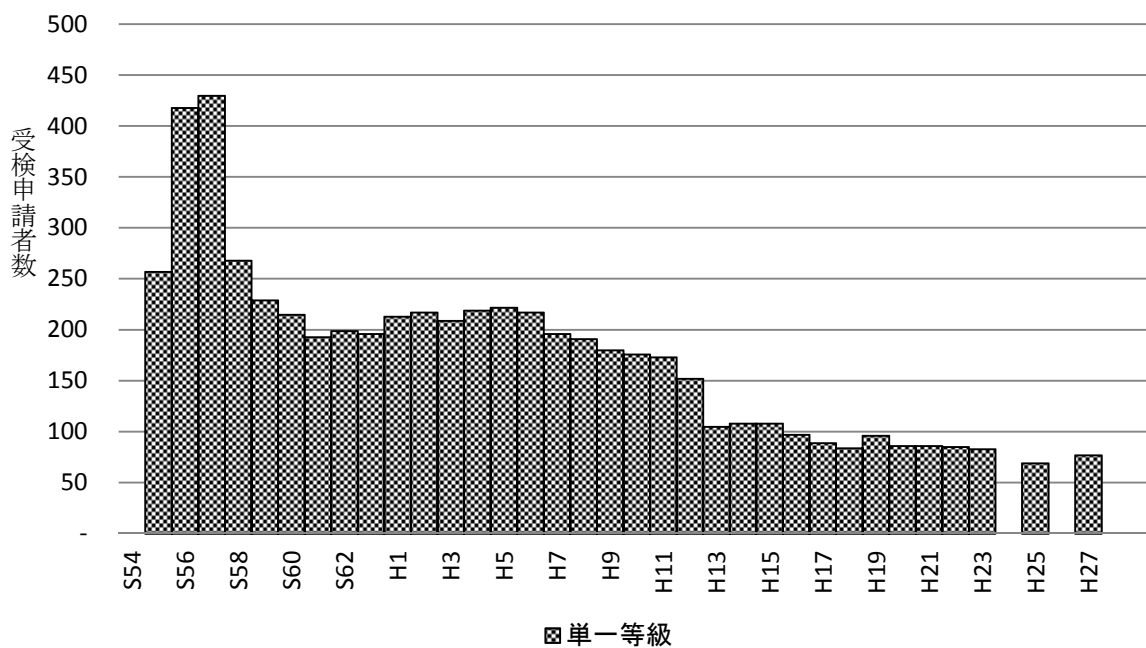
- ・エーエルシーパネル工事作業

鉄骨構造物の外壁、間仕切壁、屋根、床等に使用される ALC パネルの加工及び取付けを行う作業

昭和 55 年度に職種が新設された。

エーエルシーパネル施工職種の受検申請者数は、平成 16 年度から平成 28 年度までは 100 名を下回る状況が続いていたが、平成 29 年度は 100 名（速報値）となった。エーエルシーパネル施工職種の技能検定試験は、平成 23 年度までは毎年実施、平成 24 年度からは隔年で実施している。

図4 エーエルシーパネル施工職種 受検申請者数の推移



#### 4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

##### （1）平成29年度の受検申請者数（速報値）の反映等

平成29年度の統廃合等の検討対象4職種のうち、製版職種については、平成29年度の受検申請者数（速報値）を含めて検討すると、表3のとおり直近2年間の受検者数が100人超となり、第1次判断基準の但書①の要件に該当するため、職種統廃合等の検討対象から外れることとなる。このため、今後とも同程度の受検申請者数を維持するということであれば、製版職種については、技能検定を実施する社会的便益があると言える。

表3 平成29年度速報値を含めた受検申請者数の検討（製版職種）

職種	受検申請者数		2年平均受検申請者数
	平成28年度	平成29年度 (速報)	
製版	189	195	192

一方、エーエルシーパネル施工職種については、技能検定試験を今後とも隔年実施するためには、受検申請者数の6年平均値を50人以上確保する必要があるが、関係業界団体から、近年の受検状況を踏まえて、今後は試験の実施頻度を3年毎実施としたいとの意向が示されている。仮に、平成29年度から3年毎実施を導入した場合（次回の実施は平成32年度）、受検申請者数の6年平均値を30人以上とすることにより、第1次判断基準に該当しないこととなり、職種統廃合等の検討対象から外れることとなる。関係業界団体からは、技能検定試験を3年毎実施の条件の下では、年間平均30人以上の受検申請者数は確実に確保できるとの意見が出されており、当分の間、安定的な実施が見込まれる。

以上を踏まえて、検討対象4職種のうち、製版職種及びエーエルシーパネル施工職種については、今後も継続して、第1次判断基準を超える受検申請者数を確保することを条件に、存続を認めることが適当である。

##### （2）技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

続いて、検討対象4職種うちの残りの機械木工職種及び陶磁器製造職種を対象として、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表4のとおりである。

表4：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
機械木工 [6年平均受検申請者数26人]	都道府県方式での継続を希望

職種	団体の意向
陶磁器製造 [6年平均受検申請者数 29人]	都道府県方式での継続を希望

より具体的には、機械木工職種について、

- 1) 木材・木製品製造業は、製造品出荷額等でみると長期的には減少傾向で推移しているが、依然として従業員数9万人以上を抱える大きな産業であり、2014年の日本再興戦略において、木材の利用拡大が国の施策として取り上げられていること、
- 2) 高品質の木材・木製品を製造していくためには、木工機械整備や木工機械制御技術に関する一定レベル以上の技能を有する技能者の確保が不可欠であること、
- 3) 木材加工用機械による作業は、労働安全衛生法に基づき作業主任者を選任すべき作業とされるなど労働災害を防止するための管理を必要としており、個々の技能者においても、作業における安全を含む知識と技能を習得して技能士となることが求められていること、
- 4) 木材加工用機械の流通においては、単に販売するだけでなく修理、調整することが期待されており、関係する従業員が一定レベル以上の技能を有することを顧客に対して明らかにする必要があること、

から、機械木工作業、木工機械整備作業とも、技能検定を続ける必要があるとしている。

これまで、関係業界としては、機械木工職種の試験問題の作成、実技試験への立会い等技能検定試験の実施に係る技術的事項を中心に協力してきたが、業界における技能人材の育成の観点から技能検定の存続が不可欠であるとして、ヒアリングの過程で、次のような提案を行った。

- 1) 木材加工用機械の流通に関わる業界のみならず、機械メーカー、機械輸入業者、機械使用企業等の協力を得て、技能検定に関する情報提供を行うこと、
- 2) 家具、建具、集成材関係等のこれまで機械木工職種について直接関わりをもたなかった業界に対しても、機械木工職種の技能検定について各種協力を得て実施すること、
- 3) 職業訓練校等への受検勧奨に当たっては、木工科だけでなく従来関わりのなかった建築科についても対象に含めて幅広く普及周知を図ること、
- 4) 受検者の利便性を考慮し、従来、東日本と西日本とで交互に実施してきた実技試験を、毎回、複数の地域で実施できるよう、関係業界としても試験の実施に協力すること。
- 5) 木造住宅の建築において用いられるプレカット材<sup>注)</sup>は、近年利用が拡大していることから、技能検定試験をプレカット加工業にも対応させることにより、受検対象者の拡大が見込まれること。

注) プレカット材:木造住宅の建築において用いる部材の接合部分をあらかじめ一定の形状に加工したもの。

これらを踏まえ、関係業界団体としては、平成31年度以降、3年毎実施において機械木工作業で35人、木工機械整備作業で75人、すなわち機械木工職種として110人以上(平成28年度比24%増)の受検申請者数を安定的に確保できることから、都道府県方式での技能検定試験の継続を希望するとしている。

また、陶磁器製造職種について、

- 1) 絵付け作業は、陶磁器そのものを作る作業と異なり、一定の技能水準を確保することが、必ずしも市場において認められる十分な要素とはなっていないが、商品の生産においては特に必要な要素であり、特に個性的で特徴のある商品を生産する地域において重視されており、技能士である必要が高いこと、
- 2) 絵付け作業に従事する者は、個人としても企業内においても、技能検定試験により技能向上を評価される傾向があり、技能検定の廃止により技能向上の目標を失ったり、作成した製品への付加価値をアピールする機会を失うおそれがあること、
- 3) 陶磁器への絵付け技能は、技能検定があることで一般に認知されており、技能検定の廃止により絵付け技能の低下や職人離れが懸念されること、

から、絵付け作業については、技能検定を続ける必要があるとしている。なお、原型製作作業については、平成5年度以降技能検定試験を休止しており、技能検定の廃止に伴う弊害については言及がなかった。

関係業界に対するヒアリングの過程において、関係業界団体として、連携関係のある6つの地域団体と協議した上で、今後、以下の取組を実施することにより、平成30年度以降、3年毎実施において絵付け作業で114人（平成27年度比48%増）以上の受検申請者数を安定的に確保できることから、都道府県方式での技能検定試験の継続を希望するとの意見の表明があった。

- 1) 試験実施会場の数やその規模が限られているために受検を断念している者が見込まれ、試験会場の拡充や近隣都道府県での受検勧奨により受検者増が見込まれること、
- 2) 絵付け作業は、伝統産業として保護育成している都道府県もあり、自治体担当部局を通じた受検勧奨の余地があること、
- 3) 窯業技術専門学校など陶磁器製造を専門とする学校の生徒に対する受検勧奨により、一定数の受検が見込まれること、
- 4) 絵付け作業に従事する技能者は、必ずしも業界団体に所属しているわけではなく、個人や各地の商工会議所部会などを通じた周知により受検者が見込まれること。

### (3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成29年12月5日～18日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、計27件の意見をいただいた。寄せられた意見の要旨は表5のとおりである。

表5：パブリックコメント実施結果

【機械木工職種関係（24件）】

番号	意見等の要旨	要望
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国内の木材加工産業の衰退が激しく、製材・木工・大工などの機械操作技術や機械整備技術の伝承がなされておらず、また、教育機関もなく技術取得機会もごく限られた状況である。</li> <li>・ しかしながら、国策で非住宅建築物の木造化を推進する方針も出されており、この方針を遂行するためにも、旧来の製材・木工・大工技術の継承と教育機会の増加は必須である。</li> <li>・ 機械木工職種の技能検定を廃止した場合、木造建築物の加工、組立などを行う技量を持つ者がいなくなる懸念がある。</li> <li>・ 木材加工産業におけるプレカット産業の割合は大きく、機械操作従事者数も2万人前後いるといわれている。</li> <li>・ 受検申請者が少ない状況の中で機械木工職種の技能検定を存続させる必要はないが、存続させた上で、試験内容に、プレカット機械設備の安全作業や刃物管理技能、整備技能といったものを入れて、木材加工産業で一番大きな業界をターゲットに入れる方針を提案する。</li> </ul>	存続
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製造業は労働災害が多く、その観点からも、「機械木工」職種の技能検定は重要な役割を担っていると考えており、存続すべき。</li> </ul>	存続
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材加工技術に対する意識向上、技術継承及び労働安全対策に資するため、「機械木工」職種の技能検定は存続すべき。</li> </ul>	存続
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止されると、業界の就業者の減少につながる。</li> <li>・ 存続させるために、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能検定試験があること自体を知っている人が少ないと考えており、業界団体等による制度の周知</li> <li>・ 業界各社による、技能検定合格者が昇格に有利になる等のメリットの付与</li> <li>・ 受検者への支援</li> <li>・ 実技試験の内容や実施場所の見直し</li> </ul> </li> </ul> <p>を行う必要がある。</p>	存続
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受検希望者がいることから、存続すべき。</li> </ul>	存続
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職種統廃合により、平成25年度より木工機械調整作業から木工機械整備作業に名称も作業内容も変更になったため、家具製作を行う者には受検しづらい内容となり、受検者数が少なくなっているが、それでも、課題内容に機械精度検査、刃物調整と日常必要な内容も含まれていることもあり、受検を推進している。</li> <li>・ 「機械木工」職種の技能検定は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材加工技術に対する意識向上、技術継承及び労働安全対策にも資する。</li> </ul> </li> </ul>	存続

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社内で、合格者を提示したり、昇級条件の一つにもなっている。</li> <li>・ これまで、試験の実施に協力しており、地域として、会社として存続を希望する。</li> <li>・ 現行の試験課題では、家具メーカー社員の受検が今後も遠ざかるのではないかと懸念している。</li> <li>・ 刃物をセットし機械精度を確認するという職種は、木工機械整備作業のみであり、家具職人にとって重要な職種である。</li> <li>・ 提案としては、現在、労働安全衛生法における作業主任者になるために受講しなければならない講習の受講者の要件として、2級技能検定合格者（木工機械整備作業）以上の資格を課す等により、受検者数を確保するという方法が考えられる。</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能検定の主旨を考えると、受検者数の減少に伴い統廃合されるべきものではない。</li> <li>・ また、木材・木製品製造業に従事する作業員数は少ないが、木工機械は年々高度化しており、過去に、製材機械とのこ目立加工は一体的なものでありながら、「製材のこ目立て」職種が廃止され、技能が低下している状況を踏まえると、「機械木工」を存続すべき。</li> </ul>	存続
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的に受検勧奨に取り組んでいる地域もあると聞いており、このような地域があることも考慮すべき。</li> </ul>	存続
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受検者を増加させるため、技能検定試験の受検時期や場所等の情報が受検希望者までの確に周知されるようにすべき。</li> </ul>	存続

【陶磁器製造職種関係（3件）】

番号	意見等の要旨	要望
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能士を通じ、事業者・従事者・絵付け研修者等への技能検定試験の受検勧奨がなされている。</li> <li>・ 陶磁器産業において、従事者の減少は深刻に受け止めている。</li> <li>・ 陶磁器の絵付け従事者は、国が認める技能検定を大きな目標としている。</li> <li>・ 陶磁器の産地では、歴史や伝統を守り、継承するため、高度な技術者を育てていく必要がある。</li> <li>・ そのため、陶磁器製造職種を存続すべき。</li> </ul>	存続
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の都道府県では、一定の受検ニーズがあり、陶磁器業界の製造技術や技能の維持、新たな従事者の確保のためには、技能検定制度が必要である。</li> <li>・ 一部の都道府県の陶磁器業界に関連した学校等の卒業生のうち、一部の者は陶磁器業界に就職しており、このような場合、技能検定合格を目標として、絵付け作業の技術・技能を伝承することができる。</li> <li>・ 陶磁器製造職種が廃止となれば、陶磁器業界の技術・技能の伝承は途切れ、</li> </ul>	存続

	業界全体の技術・技能の維持が難しくなる。 ・ したがって、存続すべき。	
--	--	--

## 5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象4職種それぞれに係る都道府県方式による存続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

### (1) 機械木工職種

木材加工の作業及び木材加工用機械の修理・調整の作業については、業界全体が縮小する中においても一定規模の需要が見込まれている。さらに、関係業界が家具、建具、集成材関係やプレカット加工業など新たな業界との連携に向け、具体的な準備を進めていること、技能検定試験の試験基準の一つである「安全衛生」科目に関する知識と技能の習得が、関係業界を含む一般国民から有効な労働災害防止対策として広く受け入れられている現状等を踏まえると、機械木工職種については、今後、関係業界の積極的な活動を前提として、3年毎の実施により年間平均30人以上の受検申請者数を確保することは、可能であると考えられる。

このため、機械木工職種については、次の平成31年度技能検定試験における受検申請者数が少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当である。

### (2) 陶磁器製造職種

原型製作作業については、平成13年以降、技能検定試験の休止が続いており、廃止による具体的な弊害などの意見は出されていない。

絵付け作業については、職種が新設されて2年後の昭和53年以降、年間受検申請者数が常に100人を下回っており、近年は、陶磁器製造が盛んな地域のうち、絵付け作業に重点を置く数カ所においてのみ、3年毎に技能検定試験が実施されている状況にある。さらに、平成27年度陶磁器製造職種の受検申請者数は77人であったが、そのうち手ろくろ成形作業(平成28年度に作業廃止)の受検申請者数は19人であった。

絵付け作業技能者は、関係業界団体が把握する範囲を超えて存在することを考慮すると、今後、関係業界が精力的な活動を行うことにより一定数の新たな受検者数を獲得できる可能性はあるものの、次回平成30年度技能検定試験において、年間平均30人の受検申請者数を集めるとともに、今後、安定的に維持するには相当の努力を要する。こうした状況は、①陶磁器の産地により、絵付けを行うものを行わないものがあること、②陶磁器の量産的な製造においては、手書きの絵付け作業の技能を必ずしも必要としなくなっているとともに、市場においては、できばえや絵柄の芸術性、趣向などが評価される特徴があることなどが複合的に影響を与えているとみられる。また、パブリックコメントによる一般国民からの存続要望の意見は3件であった。

このため、陶磁器製造職種については、今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況であれば、国家検定としてなお従前どおり存続させることは困難である。ただし、職種廃止するとしても、既に受検準備を行っている



受検希望者に受検機会を設けるために平成 30 年度の試験は実施することとし、その受検申請者数の結果を確認した上で行うことが望ましい。

(3) 製版職種

平成 23 年度から平成 26 年度までは 100 人を下回る状況が続いていたが、平成 28 年度は 189 人、平成 29 年度は 195 人（速報値）となり、直近 2 年間の受検者数が 100 人超となること、平成 28 年度に受検申請者数が急増した要因は、平成 27 年度に関係業界が行ったオフセット印刷業 5,000 社余りに対する製版職種の技能検定試験の周知であり、今後とも安定的に 100 人以上の受検者数が見込まれることから、製版職種については、存続を認めることが適当である。

(4) エーエルシーパネル施工職種

エーエルシーパネル施工は、現在、国内 3 社が製造する ALC 建材のパネルを使用した施工を行うものであり、エーエルシーパネル施工職種の受検申請者数については、今後、急激な増加や減少は考えにくい。こうした中、関係業界団体から、近年の受検状況を踏まえて、今後は技能検定試験の実施頻度を隔年実施から 3 年毎実施に変更してほしいとの要望が出されている。3 年毎実施を導入した場合、今後は 3 年間分の受検希望者をまとめて受検させることができるようになり、年間平均 30 人以上の受検申請者を安定的に確保できるかどうか存廃の基準となる。平成 29 年度の受検申請者数 100 人（速報値）は、この基準を満たしている。

このため、エーエルシーパネル職種については、今後、平成 29 年度から起算して 3 年毎実施とすることを条件として、存続を認めることが適当である。

なお、技能検定試験が隔年実施から 3 年毎実施に変更されることに伴い、技能検定試験の実施その他の情報が、今後も的確に受検希望者に周知され、必要な受検申請者数が確保されるよう、関係業界の協力が期待される。

## 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

### 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

#### 1 検定職種の統廃合について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

#### 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討

### 検定職種の統廃合について

#### 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

#### 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

#### 3 統廃合等の判断基準

##### 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。  
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下  
の場合

##### 社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者の  
それぞれにとっての社会的便益を勘案し、  
職種存続の適否を判断

※社会的便益を一般指標化し、職種を  
グループ分けして第2次判断の基準を  
明確にすることが適当

#### 4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
- ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

### 指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適當

### 今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上